

令和8年度 京都市立正親小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 正親小学校いじめ対策委員会

(1) 構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー・関係学年担当

※緊急対応時はこの限りではない

(2) 役割

- 基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- 各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- 関係機関、専門機関との連携対応
（会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載）

(3) 開催時期

- 月1回定例会を実施する。
- 必要に応じて随時開催する。（緊急対応の場合は、この限りではない）

(4) 児童生徒・保護者への周知

- 朝会、学級指導で児童生徒へ周知する。
- HP、学校便りで保護者へ周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

ア 学力向上のための学習環境の整備

- 学年に応じた家庭学習を進める。
- チーム担任制の導入や交換授業等により、学年担当以外の教員も学級を見守っていく体制をつくる。
- 全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。(チャレンジタイム・朝読書)

イ 授業改善の充実

- 教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を目指す。
- 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを目指す。
 - ・次の学習の準備がスムーズにできるように工夫する。
 - ・学習提示カードを活用する。
 - ・タブレットなどICTを活用する。
 - ・付箋や思考ツールを使って、自分の考えを練り上げたり主体的に友達と話し合ったりする。
 - ・教材を活用しやすいように整備する。
- 子どもたちが主体性を育てられるように言語活動の充実を図る。
- 子どもたちの主体的に学ぶ力や学習意欲を引き出せるような授業づくりを目指す。
- コミュニケーション能力の育成に重点を置き、場に応じた机の配置などの学習形態を工夫する。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図れるようにする。
- 人権啓発参観懇談会等で保護者に対して、命の大切さ・友だちとの関わりなどを題材とした道徳等を実施し、いじめは絶対に許されないことや命の大切さの内容について理解や協力を求める。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- 学校行事(運動会や学習発表会等)を通して人間関係づくりを行う。
- 幼児や高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、社会参加や参画ができるようにするとともに道徳的価値の深まりを図る。
- 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- 人権月間に合わせ、人権や人間関係づくり等をテーマについて取り組む。
- 縦割り活動等で異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- 「会話のキャッチボール」を合言葉に、授業や普段の活動の中で気持ちの良い人と人とのやりとりを身につける。
- 朝会・集会などを通して挨拶の大切さを知り、一人一人を大切にすることを育む。
- 学校便り・学級通信にいじめをなくすことや命を大切にすることを紹介し、子どもや保護者、地域に発信する。
- 非行防止教室の内容を学級で交流する。
- 縦割りグループを生かし、協力して助け合う心を育てる。

カ 子どもたちが安心して学校に通えるための取組

○架け橋プログラム

- ・新入生が自立して自己発揮できるような安心して学ぶ環境作りを行う。
- ・全校体制で受け入れるようにする。
- ・幼児期の経験を生かす配慮する。
- ・1日のルーティンを作る。
- ・モジュールを使った時間割の工夫をする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- 生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については疑いも含め、「いじめ対策委員会」で共有する。
- 「いじめ対策委員会」で共有された情報は、生徒指導主任等を通して全教職員で共有する。
- 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- 記名式いじめアンケートを実施し、実態の把握に努める。
- 4～6年生については、クラスマネジメントシートを活用し、実態の把握に努める。
- アンケート後に児童面談（あのねタイム）を実施し、担任との対話によって児童が安心して生活できるように努める。

(イ) 教育相談の実施

- 養護教諭や教育相談主任が、日常的に教育相談をできるような体制づくりを目指す。
- 保健室来室の様子を教職員全体で共有・交流できるようにする。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを有効に生かし、児童・保護者・教職員との連携を密にする。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- 生徒指導主任及び低学年、中学年、高学年それぞれの学年で対応。次に管理職に報告し検証する。最後に全体に報告し検証する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 『学校いじめ防止等基本方針』 | 『いじめ対策委員会』 |
| □学校いじめ防止プログラムの策定 | □担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知 |
| □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知 | □臨時の委員会開催時の手順確認・周知 |
| □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 | □児童生徒、保護者、地域への周知 |
| | □いじめの認知・解消の判断について確認 |

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査・児童面談の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、バトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担当をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- 重大事態に発展する可能性が認められる場合いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が集まり謝罪をする場をもつかを検討する。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- スマホや SNS 等での書き込みや画像の削除等、被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行うよう働きかける。
- 学校・保護者だけで解決困難な事例の際は、警察等の専門機関との連携を密にする。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- 少なくとも3ヶ月間は担任及び教職員の協力のもと見守りを続けていく。
- 登下校時、朝学習時や休み時間など、複数教職員による校内巡視を実施し、児童を見守る。
- 保護者との懇談、連携を図る。

(4) 教職員の資質能力の向上の取組

ア 内容

- 職員会議、生徒指導校内研修会、職員終礼にて研修、情報共有を行い、資質能力の向上を図る。

イ 実施時期

- 「6 年間計画」に記載の通り職員会議、生徒指導校内研修会を実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信

- 学校評価アンケートを定期的（年2回）に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- その際、PDCAサイクルでの見直しも行う。

イ 保護者・地域への啓発

- 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や正親小学校「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- 道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

ウ 保護者・地域との協同の取組

- 学校運営協議会
- 少年補導委員会の行事
- 見守り隊の方々による登校・下校の見守り
- 米寿お祝い訪問

エ 関係機関との連携

- 正親小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や正親小学校「学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地域生徒指導連絡協議会での研修会を設定する。
- いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- 平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織

を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発覚した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、以下のことを行う。（事実関係を明確にするための調査・必要に応じた適切な保護者への情報提供・京都市教育委員会への調査結果の報告・調査結果を踏まえた適切な措置・同種の事態発生への防止に向けた取組の推進等）

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学式 学級開き 全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員（全教職員で見守ること）の紹介」 「あいさつ運動」強化週間 1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（4～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 学級懇談会の中で保護者啓発 全校朝会で校長から啓発 個人相談会での啓発 警察との情報共有
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 生指・総務校内研修会 「児童についての情報共有」 小中合同教職員研修① 「児童生徒について情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す たてわり遠足 ゴミの取組 人権の日 修学旅行 		<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 HPや学校便り等で京都市立正親小学校「学校いじめの防止等基本方針」「いじめ対策委員会」を周知する。 学校運営協議会前期企画推進委員会で説明①
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> たてわり活動 人権の日 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、 	

		<p>【3年・5年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室 <p>【5年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山の家 	<p>学年集約と共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施（1～6年）学年集約と共有 ・児童面談の実施（1～6年） 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの調査結果と情報共有」 「記名いじめアンケートの調査結果と情報共有」 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・たてわり活動 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会の中で保護者啓発
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 ・生徒指導校内夏季研修会 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 ・小中合同教職員研修② 「児童生徒について情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 ・生指・総育校内研修会 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動 ・人権の日 ・人権集会 人権の花の取り組み 人権標語の作成と発表 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・人権学習参観⑤ ・学級懇談会の中で保護者啓発
10	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校評価の結果の共有」① ・いじめ対策委員会⑦ 「クラスマネジメントシート・記名いじめアンケートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・人権の日 <p>【1年・2年】校外学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有 ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・児童面談の実施（1～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校便り、HP」にて学校評価公表
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ ・小中合同教職員研修③ 「児童生徒について情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の日 ・たてわり活動 ・学習発表会 		

12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> たてわり活動 人権の日 体育授業参観（マラソン） 		<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会の中で保護者啓発
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「あいさつ運動」強化週間 たてわり活動 人権の日 なわとびチャレンジ <p>【6年】小中連携、情報交換</p>		<ul style="list-style-type: none"> 新1年入学説明会で校長から講話
2	<ul style="list-style-type: none"> 「学校評価の結果の共有」② いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの調査結果と情報共有」 「記名式いじめアンケートの調査結果と情報共有」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 図工展 人権の日 たてわり活動 <p>【6年】小中連携、情報交換 オープンスクール</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「学校便り、HP」にて学校評価公表 授業参観 学級懇談会の中で保護者啓発 学校運営協議会後期企画推進委員会で説明②評価
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 生徒指導校内研修会（年間反省） 職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権の日 6年生を送る会 卒業式 <p>【6年】小中連携、情報交換</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） アンケート原本の保管（5年保存） 	